

令和7年12月24日

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」
(局長級第14回会合) の開催 (結果)

12月24日、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」の局長級第14回会合が開催されました。

1. 今回の会合には、河邊内閣官房副長官補を議長とし、関係府省庁の代表者(局長級)が出席しました。
2. 会合では、外務省から「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）（新計画）について説明があり、新計画は承認されました。新計画及び同新計画の概要は別添のとおりです。
3. 新計画においては、「ビジネスと人権」に関して、8つの優先分野に関する今後の政府の取組の方針や各種施策が記載されているほか、企業に対し、企業活動における人権への負の影響の特定・評価・予防・軽減・対処等の一連の行為から成る人権デュー・ディリジェンスの導入を促進することへの期待が表明されています。
4. 政府としては、引き続き新計画の実施や周知を通じて、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進への貢献、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献につなげてまいります。

[参考1] [「ビジネスと人権」に関する行動計画](#)

- ♦ 我が国は、2020年10月に、「ビジネスと人権に関する関係府省庁連絡会議」において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定及び公表。
- ♦ 2024年5月の「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、行動計画第4章6の規定に基づき、「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定作業に着手することが了承された。ステークホルダーの方々との意見交換等も踏まえ、同年12月の連絡会議で新計画の骨子案が、2025年5月の連絡会議で新計画の原案が承

- 認された。その後、同年10月にはパブリックコメントを実施した。
- ♦ 2025年12月24日、連絡会議において、新計画が承認された。新計画は2026年度から実施される。

[参考2] ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

2020年10月に策定した「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づく取組を進めるに当たり、関係府省庁間の連携を図る仕組みとして、2021年3月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」を設置した。2021年12月に同連絡会議を「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組した。

[参考3] 人権デュー・ディリジェンス

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「人権デュー・ディリジェンス」は、人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処し、情報発信を継続的に実施するプロセスとしている。

[参考4] 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」設置要綱及び構成員（別紙）

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」
設置要綱

令和3年3月関係府省庁申合せ

令和3年7月一部改正

令和3年12月一部改正

令和5年4月一部改正

令和5年5月一部改正

令和6年5月一部改正

- 1 「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）第4章に述べられているところに従い、行動計画の実施及び見直し段階において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うため、局長級の関係府省庁施策推進・連絡会議（以下「連絡会議（局長級）」という。）を設置する。
- 2 連絡会議（局長級）の構成員は別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、課長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（課長級）」といい、連絡会議（局長級）と併せて「連絡会議」と総称する。）を設置することができる。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会議の開催に係る事務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添)

令和7年12月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議(局長級)」
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補
内閣府	大臣官房政策立案総括審議官
警察庁	長官官房審議官(国際担当)
金融庁	総合政策局長
消費者庁	次長
こども家庭庁	長官官房審議官
デジタル庁	総括審議官
復興庁	審議官
総務省	大臣官房総長
法務省	大臣官房審議官
外務省	総合外交政策局長
財務省	大臣官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	大臣官房総括審議官(国際担当)
農林水産省	大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)
経済産業省	通商政策局長兼首席ビジネス・人権政策統括調整官
国土交通省	国際統括官
環境省	地球環境局長
防衛省	防衛装備庁長官官房審議官

★議長

(別添)
令和7年12月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議(課長級)」
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補付内閣参事官
内閣府	大臣官房企画調整課長／テーマ別担当課室長
警察庁	長官官房参事官(国際担当)
金融庁	総合政策局総務課長
消費者庁	参事官(調査研究・国際担当)
こども家庭庁	長官官房参事官(総合政策担当)
デジタル庁	統括官(戦略・組織担当)付参事官(総務担当)
復興庁	統括参事官
総務省	大臣官房総務課参事官
法務省	大臣官房国際課長
外務省	総合外交政策局人権人道課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際企画・戦略官
農林水産省	大臣官房参事官(国際戦略グループ長)
経済産業省	通商政策局ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長

★議長

※内閣府の窓口は、大臣官房企画調整課となる。